

期間内に  
申告を!

# 所得変動に伴う経過措置 該当者に対して個人市県民税を還付します

税源移譲によって所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、市県民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受けた方については、すでに納付済の平成19年度の市県民税から税源移譲で増額となった市県民税相当額を減額し還付します。

市県民税の還付を受けるには申告が必要となりますので、必ず期間内に申告書を提出してください。

## 該当者 平成19年分の所得が減って所得税が課税されなくなった方

平成18年分は所得税が課税される程度の所得であったが、平成19年分は所得税が課税されない程度まで所得が減少した納税義務者。

ただし、平成19年中に亡くなられた方や、海外へ転出して平成20年1月1日現在国内に居住されていない方は、対象となりません。また、人的控除（配偶者控除、扶養控除、基礎控除など）以外の控除額（寄附金控除額など）が増加した方、住宅ローン控除などで所得税が課税されなくなった方は、対象となりません。

## 申告書 「平成19年度分 市町村民税・道府県民税 減額申告書」

該当すると見込まれる方のうち、平成19年1月1日以前から引き続き西条市に居住されている方に対しては、申告書を送付しています。

該当すると思われるのに申告書が届いていない方は市の担当課へご相談ください。また、申告書は市ホームページからもダウンロードできます。

西条市HP：ホーム>暮らしの便利帳>市税>平成20年度個人市県民税の改正について

## 申告期間 7月1日(火)~31日(木)

※申告期間を過ぎると還付が受けられないことがあります。

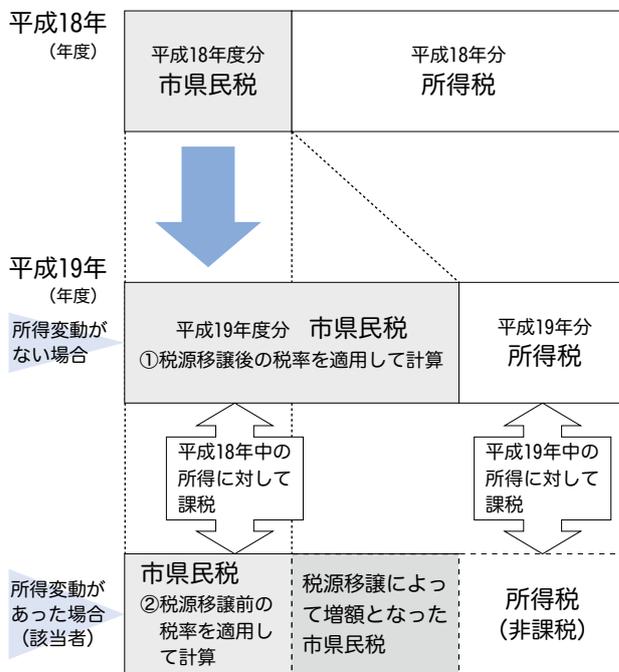
## 申告先 平成19年1月1日現在においてお住まいの市区町村

平成19年以降に転入・転出をされた方は、申告先をお間違えにならないようご注意ください。

## 還付金額 税源移譲によって増額となった市県民税相当額

平成19年度分の市県民税（所得割額）について、次の①から②を差し引いた額を還付します。

- ①…税源移譲後の税率を適用して計算した税額
- ②…税源移譲前の税率を適用して計算した税額



還付

## お問い合わせ先

市庁舎本館市民税課 市民税係 TEL0897-52-1317  
各総合支所税務課 税務係

申告を忘れていませんか?  
個人市県民税の住宅ローン控除

個人市県民税の住宅ローン控除（住宅借入金等特別税額控除）の申告期限は平成20年3月17日まででしたが、特別に事情がある場合は、それ以降でも申告を受け付けることができます。

まだ申告をされていない方は急いで申告してください。

### ■控除の内容・該当者

税源移譲による所得税の減額に伴い、所得税から控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成11年から平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、平成19年の所得税から控除しきれなかった額がある方は、平成20年度の市県民税（所得割）から控除することができます。

### ■問合せ

○市庁舎本館市民税課 市民税係

TEL 0897-52-1131 7

○各総合支所税務課 税務係 ※詳しくは、市のホームページ（市民税課のページ）に掲載しています。

掲載しています。

特集記事 支所便り SICS お知らせ 情報最前線 講座・教室 募集 施設ガイド 人権・同和教育他 ふるさと産品 カメラスポット HobbyBirtney 文芸広場他 各種相談 保健センター 当番病医院 ふるさと探訪他